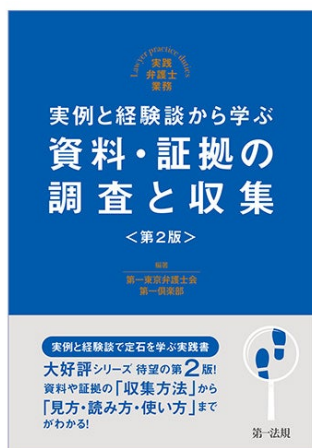


【新刊書籍】シリーズ最新刊！『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集<第2版>』発刊！

弁護士が事件を受任した時に、最初に手にする一冊！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集<第2版>』を、2024年2月6日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104832.html?utm_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/2M00hZr>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17748860/>

若手弁護士が事件の受任時に直面する、資料や証拠の調査・収集。

「具体的な手法やその評価方法がわからない！」そう感じる方も多いのではないのでしょうか。

そんなお悩みを解決する、『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集』、待望の第2版が登場です！

「遺産分割」はじめ6事案における資料・証拠の調査・収集方法の解説はもちろん、第2版では民法や民事訴訟法、プロバイダ責任制限法などの法改正や、コロナ禍で変化した調査・収集方法にも対応！先輩弁護士の豊富な経験談も掲載しているため、実務の勘所をしっかりと把握することができます！

この機会にぜひご検討ください。

※『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集』シリーズ詳細は末尾から！

【本書の特長】

1. 離婚・遺産分割・不動産関連・債権回収・交通事故・残業代請求の6事案における資料や証拠の調査

・ 収集方法を解説！

- 初版から書式をアップデート！プロバイダ責任制限法などの法改正や、コロナ禍で変化した調査・収集方法に対応！
- 先輩弁護士の経験談を豊富に紹介！陥りやすい失敗から実務の勘所を学び、つまづきを防ぐ！

II 職務上請求の具体的な方法

1 請求書の種類

戸籍謄本等や住民票の写し等を取得するための請求書には、次の4種類があり、いずれも所属する弁護士会で購入できる。

- 依頼者から委任を受けた代理人として使用する職務上請求書として、
 - 戸籍謄本等職務上請求書…A用紙(若草色)
 - 住民票の写し等職務上請求書…B用紙(ふじ色)
- 依頼者からの委任によるものではないものの、破産管財人、成年後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人等の弁護士としての業務に使用するため、本人又は第三者として請求するものとして、
 - 戸籍謄本等請求書…C用紙(さくら色)
 - 住民票の写し等請求書…D用紙(レモン色)

2 各請求書の記載方法及び取扱い

各請求書の記載方法及び取扱いについて説明する。

- 戸籍謄本等職務上請求書…A用紙(若草色)

戸籍謄本等職務上請求書(以下「A用紙」という)は、戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求書の3項から第5項までの規定に基づき、戸籍、除籍、原戸籍の謄抄本及びそれらの事項が記載された証明書を取得するために使用する職務上請求書である。

主に戸籍関係の調査に使用する。

(2) 住民票の写し等職務上請求書…B用紙(ふじ色)

住民票の写し等職務上請求書(以下「B用紙」という)は、住民基本台帳法12条の3第2項に基づき、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、住民票の除票の写しを取得する際に使用する職務上請求書である。

主に住所の調査に使用する。
また、B用紙を使用することにより、住民基本台帳の閲覧を請求することも可能である。

なお、住民票の写しとは、住民票に記載されている事項(氏名、住所、生年月日、性別等)の写しのことである。「写し」と表現されるが、単なるコピーではなく、市区町村が住民票の内容を証明する書面として発行するのであり、裁判上の取扱いには原本と同一である。

(3) 戸籍謄本等請求書…C用紙(さくら色)

戸籍謄本等請求書(以下「C用紙」という)は、戸籍法10条1項(本人による請求)又は10条の2第1項(第三者としての請求)に基づき、戸籍、除籍、原戸籍の謄抄本及びそれらの事項が記載された証明書を取得するために使用する請求書である。

上記1(2)で述べたとおり、C用紙は、破産管財人、成年後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人等の弁護士としての業務に使用するために請求する際の用紙であるから、依頼者の委任により戸籍等を取得する際には、A用紙を使用する必要がある。

(4) 住民票の写し等請求書…D用紙(レモン色)

住民票の写し等請求書(以下「D用紙」という)は、住民基本台帳法12条1項(本人請求)、12条の3第1項(第三者請求)、20条1項(本人請求)、同条3項(第三者請求)に基づき、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、住民票の除票の写しを取得するために使用する請求書である。

C用紙と同様、破産管財人等の弁護士としての業務に使用するために請求する際の用紙である。

様式第1号
戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求)

××区(市) 年×月×日

請求の種類 戸籍(除籍・原戸籍) (謄抄本) 1

本籍 東京都××区××町1-1-1

請求者の氏名 ○○○○

氏名(フリガナ) 甲山太郎

生年月日 MM/RR/XX 年×月×日

利用目的の種別(注1) 請求に際し明らかにしなければならない事項

1 親子関係の調査(注2) 事件の審理、代位手続の開始及び戸籍の記載事項の訂正等のために必要となる事項

2 戸籍謄本等請求書に請求する事由(注1) 相続に係る不動産仮差押命令申立のための

3 上記1及び2以外の事由に必要となる事項(注1) 相続に係る不動産仮差押命令申立のための

請求者の住所(注3) 東京都千代田区×××××

事務所住所(注3) ○○法律事務所

氏名 △△△△

登録・電話番号 登録番号 第×××××号 電話番号 03-XXXX-XXXX

住居(注4) 住所 ※⑤郵送で申請する場合は、原則として氏名

【本用紙の使用方法に関するお問い合わせは 日本弁護士連合会事務局 電話(03)3580-9841(代)】

【注1】 請求の目的を明らかにする。

【注2】 「親子関係の調査」とは、同居の親、少年後援者の付託人、民間後援者2名に規定する親族事件の付託人、人事院職員1名に規定する親族事件の付託人、民間後援者3名に規定する親族事件の付託人、その他10条の2第5項に規定する付託人のうちいずれか。

【注3】 本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所、代表者(弁護士)の住所(本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所)を記載する。なお、(注1)の事由に「事件の審理」を記載する場合は、事件の審理の目的を記載する。事件が審理中である場合は、請求者が既に訴訟係争中であることを記載する。事件が審理中である場合は、事件が審理中であることを記載する。

【注4】 本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所、代表者(弁護士)の住所(本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所)を記載する。なお、(注1)の事由に「事件の審理」を記載する場合は、事件の審理の目的を記載する。事件が審理中である場合は、請求者が既に訴訟係争中であることを記載する。事件が審理中である場合は、事件が審理中であることを記載する。

【注5】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注6】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注7】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【(注8)】 本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所、代表者(弁護士)の住所(本署又は本署に代理の法律事務所を開設する場合は、事務所所在地及び本人の住所)を記載する。なお、(注1)の事由に「事件の審理」を記載する場合は、事件の審理の目的を記載する。事件が審理中である場合は、請求者が既に訴訟係争中であることを記載する。事件が審理中である場合は、事件が審理中であることを記載する。

様式第2号
住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法12条の3第2項による請求)

××区(市) 年×月×日

請求の種類 住民票の写し 住民票記載事項証明書 戸籍の附票の写し 除票の写し 1

住民基本台帳の閲覧

住所・本籍(注1) 東京都××区××町1-1-1

住居(注1) 東京都××区××町1-1-1

氏名(注1) 甲山太郎

生年月日 MM/RR/XX 年×月×日

利用目的 住民票の写し等の取得

利用目的の内容 相続に係る不動産仮差押命令申立のための

請求者の氏名又は名称(注2) 第一東京 弁護士会所属

請求者住所(注2) 東京都千代田区×××××

氏名 ○○法律事務所

氏名 △△△△

登録・電話番号 登録番号 第×××××号 電話番号 03-XXXX-XXXX

住居(注2) 住所 ※⑤郵送で申請する場合は、原則として氏名

【本用紙の使用方法に関するお問い合わせは 日本弁護士連合会事務局 電話(03)3580-9841(代)】

【注1】 戸籍謄本等請求書に請求する場合は本署及び本署に代理の法律事務所を開設する。

【注2】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。なお、(注1)の事由に「事件の審理」を記載する場合は、事件の審理の目的を記載する。事件が審理中である場合は、請求者が既に訴訟係争中であることを記載する。事件が審理中である場合は、事件が審理中であることを記載する。

【注3】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注4】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注5】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注6】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注7】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【注8】 請求書の請求事項は、請求書の請求事項欄に記載する。

【目次(抜粋)】

第1章 弁護士業務に関わる資料とその調査・収集方法

I はじめに

II 調査・資料収集が必要となる具体的な場面

第2章 基本的な資料の収集～まずは押さえておきたい公的書類とその取得方法

I 職務上請求の基本

II 職務上請求の具体的な方法

経験談①定額小為替とは？

経験談②事務職員はOK、イソ弁はダメって！？

経験談③住民票の閲覧制限

経験談④後見人が被後見人の相続人をあらかじめ調査する方法

経験談⑤職務上請求等の不正利用による懲戒事例

III 戸籍謄本

経験談⑥海外の戸籍事情

IV 住民票（B用紙及びD用紙で取得する証明書）

経験談⑦在留カードと外国人の住民票から分かること

V 不動産登記

経験談⑧勝手に不動産登記申請をしたのは誰？

経験談⑨鑑定評価額よりも重要な鑑定評価書のポイント

VI 商業登記

経験談⑩個人商人の商業登記

VII その他

経験談⑪所有権に基づく不動産の明渡請求の訴額算定方法とは？

経験談⑫面積が分からない建物の目的物の価額

経験談⑬税務署と都道府県税事務所

経験談⑭公課証明書取得の際には、競売申立書も提出

経験談⑮運輸支局・自動車検査登録事務所とは？

第3章 弁護士会照会

I 弁護士会照会制度の概要（法的根拠など）

II 弁護士会照会手続の流れ

III 弁護士会照会が利用できる場面及び照会先ごとのポイント

経験談⑯「該当なし」は要注意

経験談⑰Suica利用履歴の調査

経験談⑱預貯金の全店照会と生命保険の一括照会請求

経験談⑲監視カメラ映像と弁護士会照会～消される前に押さえておく！

経験談⑳弁護士会照会によって入手した情報の使い方

経験談㉑弁護士会照会はやればよいというものではない！

経験談㉒「ウソつき」立証のための出入国記録調査

第4章 裁判上の証拠収集

I 提訴前における証拠収集

経験談㉓提訴前の証拠収集処分の利活用

II 提訴後の証拠収集方法

経験談㉔裁量あります

III 証拠保全

経験談㉕証拠保全の実務

経験談㉖送達後の「逃走」！

第5章 その他の証拠収集方法

I 発信者情報開示請求

経験談⑳ログの保存請求にログの特定はどこまで必要か

経験談㉑発信者情報開示請求は諸刃の剣

II 情報公開・個人情報開示請求等

経験談㉒戸籍の届書の公開

経験談㉓入国管理局関係の事件と個人情報開示

【商品概要】

『実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集<第2版>』

[編著] 第一東京弁護士会第一倶楽部

・ 定価：4,180円(本体：3,800円+税10%) ・ 頁数：272頁 ・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104832.html?utm_source=prtimes

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/2M00hZr>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17748860/>

【シリーズ大好評発売中！】

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 交通事故編

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104834.html?utm_source=prtimes

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 不動産編

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104609.html?utm_source=prtimes

◆実践弁護士業務 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の調査と収集 相続編

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104397.html?utm_source=prtimes

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000674.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer_support@daiichihoki.com